## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

課等名 エネルギー政策推進課 No.01

許認可等の内容		市民参加型再生可能エネルギー事業の認定				
根拠法令及び条項		小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例(以下「条例」という。) 第10条				
	関係条項	小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例施 行規則第4条				
審查基準	基 準 (未設定の場合はそ の理由)	市内で実施される再生可能エネルギー事業(条例第2条第1項第5号の再生可能エネルギー事業をいう。)であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるものを、市民参加型の再生可能エネルギー事業として認定する。 1 広く市民が参加して実施される事業として、次のいずれかに掲げるものによって実施されるもの。 (1)本市の認可を受けた認可地縁団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体をいう。) (2)主に市民で構成される団体であり、かつ、次のいずれかに該当する団体(法人でない団体にあっては、代表者が市民である団体で、代表者及び団体の運営に関する規約等を定めているものに限る。) ア営利を目的としない団体 イ営利を目的とする団体であって、その収益の一部を				
	参考事項					
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)				
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はそ の理由)	総日数20日(休日は含まない。)				
旧	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)				

			地域社会に貢献する活動として市長が認めるものに
			充てるもの
			なお、「主に市民で構成される団体」とは、団体の構成
			量のうち、市民の占める割合が5割を超えるものをいう。
			また、「地域社会に貢献する活動として市長が認めるも
審			の」とは、営利を目的とする団体が、自ら事業として展現する地域言語事業(環境問題、小ス高齢化、スカス末
			開する地域貢献事業(環境問題、少子高齢化、子育て支援・またばくり、またなことなどの地域調整に対する近
			援、まちづくり・まちおこしなどの地域課題に対する活動しました。
			動)をいう。
			(3) 次のいずれかに該当する方法により再生可能エネルギー
			事業の実施に必要な資金を調達し再生可能エネルギー事
			業を実施する事業者
查			ア 出資の募集(市民30人以上を含む50人以上の者
_ <del>_</del> _			から出資を受けた場合に限る。)
			イ 債券の発行(30人以上の市民が当該債券を取得し
			た場合に限る。)
	基	準	ウ 寄附金の募集(100人以上の市民がそれぞれ
			3,000円以上の寄附をした場合に限る。)
			2 地域の防災対策の推進に資する事業として、常用電源が停
基			電した場合に再生可能エネルギー事業に係る設備から地
坐			域の住民又は地域内の施設に電気又は熱を供給すること
			が可能な事業その他市長が認める事業とする。
			なお、「地域の住民又は地域内の施設に電気又は熱を供給
			することが可能な事業」とは、物理的に電気及び熱を供給
			可能な機能を有するとともに、非常時のエネルギー源とし
			て地域の住民等に周知がなされるなどの供給・利用可能な
進			体制を構築することで、地域の防災対策の推進に資する事
毕			業をいう。
			3 地域の経済の活性化に資する事業として、市内に事業所を
			置く事業者への再生可能エネルギー事業に係る設備の材
			料及び工事の発注又は維持管理の発注を伴う事業であっ
			て、地域の経済の活性化に資すると市長が認める事業とす
			る。
			1

なお、「地域の経済の活性化に資すると市長が認める事業」 とは、市内事業者への発注を伴うものであって、地域経済 活性化の手法及び事業規模に応じた地域への経済効果が 資金の流れ等の根拠とともに明確かつ定量的に示される 事業をいう。

4 継続することができる見込みがある事業として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号)第3条第1項に規定する調達期間(条例第2条第5号イ又はウに掲げる事業にあっては、当該事業に係る設備の耐用年数を勘案して市長が定める期間)において、安定的な事業運営をすることができる見込みがある事業とする。

なお、「安定的な事業運営をすることができる見込みがある事業」とは、事業を継続することができる見込みがあることが事業収支計算書等の根拠とともに明確かつ定量的に示される事業をいう。